

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職務発明等規程

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職務発明等規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 研究成果物の帰属、発明の届出及び出願（第3条―第11条）
- 第3章 職務発明審査委員会（第12条―第14条）
- 第4章 優先実施権（第15条）
- 第5章 雑則（第16条―第26条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）において職員等が行った発明等研究成果物の取扱いについて必要な事項を定めることにより、発明を行なった職員等（以下「発明者」という。）の権利を保障するとともに知的財産権の適正な管理を実現することにより、発明等の促進、研究意欲の向上及び成果の普及を図り、もって医療の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 「職員等」とは、センターにおいて職務に従事し、又は従事した者をいう。
- 3 「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、センターの職員等が作成した著作物等の取扱いについては別に定める
 - 一 特許権の対象となるものについては発明
 - 二 実用新案の対象となるものについては考案
 - 三 意匠権、回路配置利用権の対象となるものについては創作
 - 四 品種登録に関わる権利の対象になるものについては育成
 - 五 ノウハウを対象とするものについては案出
- 4 「職務発明等」とは、センターの管理する研究資金又は研究施設・設備・装置を利用して行う研究等に基づき、職員が行った発明等をいう。
- 5 「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許法（昭和34年法律121号）に規定する特許権
 - 二 実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権
 - 三 意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権
 - 四 商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権
 - 五 半導体集積回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回

路配置利用権

- 六 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利
 - 七 特許法に規定する特許を受ける権利
 - 八 実用新案法に規定する実用登録を受ける権利
 - 九 意匠法における意匠登録を受ける権利
 - 十 商標法における商標登録を受ける権利
 - 十一 半導体集積回路の回路配置に関する法律における回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
 - 十二 種苗法における品種登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利
 - 十三 一から四号又は五から十二号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値を有するもの
- 6 「発明者」とは、職務発明等を行った職員等をいう。
- 7 「研究成果物」とは、研究ノート、研究材料（生物系材料を含む。）、研究試料、実験装置、試作品、各種計測データ等を記録した紙・電子記録媒体等、職務としての研究遂行にあたり、有体物として得られた成果をいう。

第2章 研究成果物の帰属、発明の届出及び出願

（研究成果物の帰属）

第3条 研究成果物は、センターに帰属するものとする。

- 2 研究に従事する職員は、センターの理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める研究課題にかかる研究において、前条第7項に掲げる研究ノートを作成するものとする。
- 3 研究ノート作成の要否及び研究ノートの取扱いについては別に定める。

（発明届の提出）

第4条 発明者は、当該発明の特許化及び実用化の可能性を知ったときは速やかにその発明の内容を詳記した様式1に定める発明届を理事長に提出しなければならない。

- 2 発明の学会や刊行物への発表等、特許法（昭和34年法律第121号）第29条第1項に抵触する、発明の新規性を損なう行為（以下「公表」という。）を為す必要があるときは、様式2に定める研究成果公表承認申請書を発明届と同時に提出し、事前に理事長の承認を得なければならない。
- 3 発明届提出後、次条第1項に規定する職務発明でないことの認定を受けた場合、センターが特許を受ける権利を承継しないと決定された場合、又は特許出願の手續若しくは第7条第3項及び第5項に規定する認定TLO等への譲渡手續を行うまでの期間において、新たに公表する必要が生じたときは、前項の規定に準ずるものとする。
- 4 複数の職員が共同して発明を行なった場合には、各発明者は、それぞれ前各項の規定

に従うものとする。

- 5 共同研究、受託研究及び委託研究に係る契約（以下「共同研究契約等」という。）に基づき、職員が職員以外の者（客員研究員及び協力研究員を含む。）と共同して発明を行なった場合には、当該共同研究契約等に特段の定めがある場合を除き、この規程を適用する。

（発明等の審査及び承継）

- 第5条 理事長は、前条の発明届を受理したときは、発明届の受理後速やかにその届出に係る発明が職務発明であるか否かの認定をし、職務発明であると認定したときは、当該発明の特許化及び実用化の可能性等を評価し、当該発明に係る特許を受ける権利をセンターが譲り受けるか否かを決定するものとする。
- 2 理事長は、前項の認定、評価及びセンターによる権利承継の可否決定をしようとするときは、第12条に定める職務発明審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問することができる。
- 3 委員会は、発明者を招致し、説明を求めることができる。
- 4 理事長は、第1項の認定、評価及びセンターによる権利承継の可否を決定した場合、速やかにその旨、理由を付して発明届を提出した者に書面により通知するものとする。
- 5 第1項の規定により職務発明と認定され、かつ、当該発明について特許を受ける権利をセンターが承継しないと決定された発明について、その職務発明をした職員（以下「職務発明者」という。）が特許権を取得したとき、又はその取得した特許権について特許の無効その他の事由に基づく変動があったときは、当該職務発明者は、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。
- 6 前各項の規定は、職務発明者が前条の規定による届出をしない場合において、理事長が、特許公報、特許目録その他の資料によりその旨を知ったときに準用する。

（認定又は決定の取り消し）

- 第6条 理事長は、前条第1項の規定により職務発明と認定され、かつ、当該発明について特許を受ける権利をセンターが承継すると決定した発明について、いつでも当該発明に係る認定又は決定を取り消すことができる。
- 2 理事長は、前項の取消しをしようとするときは、委員会に諮問することができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨、理由を付して発明者に書面により通知するものとする。
- 4 第1項の規定により、当該発明について特許を受ける権利をセンターが承継するとした決定が取り消された発明については、前条第1項の規定により当該発明について特許を受ける権利をセンターが承継しないと決定されたものとみなす。
- 5 第1項の規定による取消しは、第23条第1項及び第24条第1項の規定による決定についても準用する。
- 6 第1項の規定による取消しが当該発明に係る特許権の設定登録の後になされたときは、特許権の帰属については、発明者と協議の上、理事長が決定する。この場合、理事長は、第17条の規定による発明者への補償金について、支払い済みの補償金の返還を発明者

に求めないとする事及び未請求の補償金を発明者に支払わないとすることができる。

(センターが承継する職務発明)

- 第7条 職務発明者は、理事長が当該発明に係る特許を受ける権利をセンターが承継することを決定したときは、その権利をセンターに譲り渡すものとする。
- 2 前項の規定により特許を受ける権利を譲り渡すこととなった職務発明者は、様式3に定める譲渡証書を理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、センターの職員以外の共同発明者（客員研究員及び協力研究員を含む。以下同じ。）がない場合であって、前項の譲渡証書の提出を受けたときは、当該譲渡証書に記載された特許を受ける権利について、特許出願又は大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第13条第1項の規定により厚生労働大臣が認定する者（以下「認定TLO（技術移転機関）」という。）への譲渡の手続を速やかに行うものとする。
 - 4 理事長は、前項に係る決定をしようとするときは、委員会に諮問することができる。
 - 5 理事長は、センターの職員以外の共同発明者がある場合であって、第2項の譲渡証書の提出を受けたときは、当該譲渡証書に記載された特許を受ける権利について、当該共同発明者（当該共同発明者から特許を受ける権利を承継した者を含む。以下同じ。）と協議の上、特許出願又は認定TLO（技術移転機関）又は当該共同発明者若しくは当該共同発明者が指定する者への譲渡の手続を行うことができる。
 - 6 理事長は、第3項及び前項の規定にかかわらず、センターが有する特許権等を譲渡又は放棄することができる。この場合、理事長は事前に委員会に諮問するものとする。

(拒絶査定等の通知)

- 第8条 理事長は、前条第3項又は第5項の譲渡に係る発明について、認定TLO（技術移転機関）から拒絶査定若しくは出願無効の処分を受けた旨の通知を受け、又は前条第3項若しくは第5項の特許出願に係る発明について拒絶査定若しくは出願無効の処分を受けたときは、速やかにその旨を書面により、職務発明者に通知するものとする。

(センターが承継しない職務発明)

- 第9条 センターは、第5条第1項の規定により特許を受ける権利を承継しない旨を決定した場合であっても、当該職務発明に係る権利につき通常実施権を有するものとする。
- 2 職務発明者は、第5条第1項の規定により特許を受ける権利をセンターが承継しないと決定された職務発明に係る特許権を取得したときは、速やかに様式4に定める通常実施権確認書を理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、前項の通常実施権確認書の提出を受けたときは、当該通常実施権確認書に記載された権利について、速やかに、通常実施権設定登録の手続を行うものとする。

(第三者への譲渡等)

- 第10条 職務発明者は、理事長が当該発明に係る特許を受ける権利をセンターが承継しないと決定した場合であって、共同研究契約等に基づき職務発明に係る特許権等につい

て優先的に実施し得る者（以下「優先実施権者」という。）があるときは、優先実施権者以外の者に対し当該特許権等を譲渡し、それを目的として質権を設定し、又は当該特許権等について専用実施権を設定し、若しくは通常実施権を許諾することはできない。ただし、職務発明者が当該優先実施権者から同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定は、当該特許権等の譲渡若しくは質権の設定又は当該特許権について専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾を受けた者が、第三者に対し、当該譲渡を受けた持分又は設定若しくは許諾された権利の譲渡、それを目的とした質権の設定、当該特許権について専用実施権の設定又は当該特許権等若しくは専用実施権について通常実施権の許諾を行う場合について準用する。

（職務発明者の出願及び権利譲渡の制限）

第 11 条 発明者は、当該発明について、第 5 条第 4 項の規定により、職務発明でないと認定された旨の通知又は特許を受ける権利をセンターが承継しないと決定された旨の通知を受けた後でなければ、当該発明に係る特許を出願し、又は特許を受ける権利の一部若しくは全部を第三者に譲り渡してはならない。ただし、特許出願を緊急に行う必要があるときは、この限りでない。

第 3 章 職務発明審査委員会

（設 置）

第 12 条 この規程を実施するため、職務発明審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第 13 条 委員会は、理事長の諮問に応じ、この規程に定める事項その他職務発明に関する重要事項について審議する。

（組織及び運営）

第 14 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、神経研究所長の職にある者がこれにあたるものとし、委員会における会務を総括するものとする。
- 3 副委員長は、精神保健研究所長の職にある者がこれにあたるものとし、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 委員は、企画戦略室長、トランスレーショナル・メディカルセンター長、副院長、及びセンターの部長以上の職にある者の中から理事長が指名する。
- 5 委員会は委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 委員が職務発明等の届出を行なったときその他当該審議事項に係る当事者又はそれに

準ずる立場となったときは、当該委員は、当該発明等に関する委員会の会議に出席することができない。

第4章 優先実施権

(優先実施権)

第15条 理事長は、発明に係る権利をセンターが譲り受けた場合にあつては、当該職員の申出により、当該職員又はその指名する者（以下「実施職員」という。）に限り、実施契約締結の日から7年を超えない範囲内の当該契約で定める期間内において、当該権利を優先的に実施させることができるものとする。ただし、実施職員の申出の日よりも前に第三者に対し実施の許諾があつた場合又は共同研究契約等に基づき当該権利について優先的に実施し得る者がある場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、実施職員が当該権利を優先的に実施できる期間の2年目以降において正当な理由なく実施しないとき又は当該権利を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、理事長は、実施職員以外の者に対し、当該権利の実施を許諾することができるものとする。ただし、共有に係る権利の実施を許諾しようとするときは、当該権利の共有者の同意を得るものとする。

3 センターは、実施職員に対し当該権利について専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾するに当たっては、第10条の規定に準じた扱いをするものとする。

第5章 雑則

(異議の申立)

第16条 発明者は、第5条第1項の認定、評価及び決定に対して異議があるときは、同条第4項の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を書面により理事長に申し立てることができる。

2 理事長は、前項の異議の申立てについて、遅滞なく決定を行い、その結果を当該申立てをした職員に通知するものとする。

3 理事長は、前項の決定をしようとするときは、予め委員会に諮問するものとする。

(補償金の請求)

第17条 理事長は、第7条の規定に基づき、特許出願または認定TLO（技術移転機関）への譲渡を行なった発明について、特許権の設定登録を受けたときまたは認定TLO（技術移転機関）から特許権設定登録を受けた旨の通知を受けたときは、速やかにその職務発明者に対しその旨を通知し、様式7に定める登録補償金請求書を提出させ、登録補償金請求書の受領後、センターは、当該職務発明者に対して、別表第1に掲げる額の登録補償金を支払うものとする。ただし、職務発明者が2名以上あつた場合には、それ

ぞれの職務発明者に対し、登録補償金請求書を提出させるものとし、この場合においては、センターは、各職務発明者に対して、別表第1に掲げる額の登録補償金を当該職務発明者の持分に応じて按分した額を支払うものとする。

- 2 理事長は、センターが承継した職務発明に係る特許権の実施（認定TLO（技術移転機関）が民間事業者に実施させる場合を含む。）又は特許権等の譲渡によりセンターが収入（当該特許権等の出願、登録及び維持等に要した費用を差し引いて得た収入をいう。）を得たときは、その職務発明者に対し、毎年度4月1日から3月31日までの間の収入実績を通知し、様式8に定める実施補償金請求書を翌年度4月末日までに提出させるものとし、実施補償金請求書の受領後、センターは、当該発明者に対して、別表第2に掲げる額を実施補償金として支払うものとする。ただし、職務発明者が2名以上あった場合は、それぞれの職務発明者に対し、収入実績を通知し、実施補償金請求書を提出させるものとし、この場合においては、センターは、各職務発明者に対して、別表第2に掲げる額の実施補償金を発明者の持分に応じて按分した額を支払うものとする。
- 3 前二項の補償金の請求手続き及び支払い方法は別に定める。

（秘密の保持）

第18条 職務発明者及び当該発明の内容を知り得た関係職員は、センター及び職務発明者の利害に関係ある事項について、必要な期間中、その秘密を守らなければならない。

（外国における権利）

第19条 この規程によりセンターが取得する権利は、外国法の適用によりその外国法において定める権利となるものを含むものとする。

（海外の研究機関等における成果の取扱い）

第20条 職員等が、海外の研究機関等において客員研究員等（センターにおける職員の身分を保有して一定期間海外の研究機関等で研究等に従事する者をいう。）として挙げた成果は、当該研究機関等の内部規程及び当該国における関係法令に従う。

（職員以外の者の取扱い）

第21条 研究生、実習生及び臨時職員等が、センターの業務に関連して行なった発明には、センターの職員の発明とみなして、この規程を適用する。

- 2 客員研究員及び協力研究員が、センターの業務に関連して行なった発明の取扱いについては、センターの職員の発明とみなして、この規程を適用する。ただし、別に定める共同研究契約等に基づいて、この規程と異なる取り扱いをすることを妨げない。

（職員の転職及び退職等並びに死亡の場合の取扱い）

第22条 職員が転職又は退職した後も、本章に定める補償金を受ける権利は、当該職員に存続する。

- 2 職員が死亡した場合は、本章に定める補償金を受ける権利は、相続人に帰属する。

(職務発明でない発明)

第23条 理事長は、第5条第1項の規定により職務発明でない旨の認定がなされた発明について、発明者から当該発明に係る特許権等をセンターへ譲渡することを希望する旨の申し出があった場合は、当該特許権等をセンターが譲り受けるか否かを決定するものとする。

2 第5条第2項及び第3項、第7条から第11条まで、第17条から第22条まで並びに第26条の規定は、前項の発明について準用する。この場合において、第5条第2項中「前項の認定、評価及び決定」とあり、及び第5条第4項中「第1項の認定、評価及び決定」とあるのは、「第23条第1項の決定」と読み替えるものとする。

(センターが承継しない職務発明に係る特許権)

第24条 理事長は、第5条第1項の規定により特許を受ける権利をセンターが承継しないと決定された職務発明（次項において単に「職務発明」という。）について特許権を取得した職務発明者から、当該職務発明に係る特許権をセンターへ譲渡することを希望する旨の申し出があった場合は、当該特許権をセンターが譲り受けるか否かを決定するものとする。

2 職務発明者は、職務発明について共同発明者がある場合であって、前項の申し出を行うときは、当該共同発明者の同意を得なければならない。

3 第5条第2項及び第3項、第7条第1項及び第2項、第17条から第22条まで並びに第26条の規定は、第1項の発明について準用する。この場合において、第5条第2項中「前項の認定、評価及び決定」とあり、及び第5条第4項中「第1項の認定、評価及び決定」とあるのは、「第24条第1項の決定」と読み替えるものとする。

(考案、意匠、ノウハウ及び商標への準用)

第25条 この規程は、職員等が行った考案、意匠、ノウハウ及び発明等に付随して選択した商標に対しても準用する。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、職務発明の取扱いについて必要な事項は、理事長が委員会の審議を経て別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前にされた職務発明の取扱いについても、原則としてこの規程を適用する。

附 則 (平成22年規程第79号)

(施行期日)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第16号)

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1

特許 1件につき20,000円(外国は1国10,000円)

考案 1件につき5,000円

意匠 1件につき5,000円

別表第2

実施収入（毎年4月1日～3月31日）＝収入－必要経費

〔必要経費〕知的財産権の出願、登録及び維持保全並びに技術移転活動のために負担した費用（TLOの成功報酬を含む）

- ・ 案件1件につき実施収入10,000万円以下の金額については、100分の50を作成者に支払う。
- ・ 案件1件につき実施収入10,000万円を超える金額については、上限を5,000万円として作成者に支払う。